## 基本目標3

# 安全・安心なまち





- 政策 3-1 災害に強いまちづくり
- 政策 3-2 消防・救急体制の充実
- 政策 3-3 交通安全と消費者保護の推進
- 政策 3-4 犯罪のないまちづくり

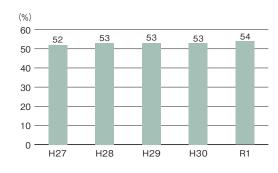
### ッ策 3-1 災害に強いまちづくり

施策1 防災対策の推進 施策2 総合的な危機管理の推進

## 本市の現状・課題

- 「大村市国土強靭化地域計画」に基づき、災害により致命的な被害を負わない強さと速やかに回復するしなやかさを持った安全・安心なまちづくりを進める必要があります。
- ◆ 大規模災害に備え、河川・排水路の改修や土砂災害防止対策等を計画的に推進するとともに、 自主防災組織の結成・育成を図る必要があります。
- 全国的に頻発している豪雨災害を踏まえると「あらゆる施設の能力には限界があり、施設では 防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」という前提に基づき、「自ら主体的に避難行動を 行う」という意識を早急に市民に浸透させる必要があります。
- 平常時から災害を想定した合同訓練等を行い、関係機関との協力体制の確立と市民の防災 意識の高揚を図っています。
- 防災情報を効果的に伝達するため、防災ラジオの必要性を周知し、更なる普及促進を図る など、情報伝達体制を充実する必要があります。
- あらゆる危機に対して、市民や行政が的確に対応できる総合的な危機管理が必要です。

#### (1)自主防災組織の結成率



#### (2)総合防災訓練の様子



基本目標6

## 施策の体系

## 攻策3-1 災害に強いまちづくり

#### 施策1 防災対策の推進

- 11 防災機能の強化
- 2 地域防災体制の充実
- ③ 防災情報伝達体制の充実

### 施策2 総合的な危機管理の推進

- 1 危機管理意識の向上
- 2 危機管理体制の充実

### 政策 3-1 災害に強いまちづくり



## 防災対策の推進

### 施策の方針・指標

水害防止対策や土砂災害防止対策など防災機能の強化を推進するとともに、 地域社会が一体となった防災体制の充実を図り、災害に強いまちづくりを進め ます。

| 指標                    | 基準値 (基準年)  | 目標値(目標年)   |
|-----------------------|------------|------------|
| 河川の改修率(%)(準用河川*1+よし川) | 47.6(R1年度) | 48.2(R7年度) |
| 雨水整備率*2(%)            | 55.7(R1年度) | 56.3(R7年度) |
| 自主防災組織の結成率(%)         | 56.1(R1年度) | 60.0(R7年度) |

### 施策の概要

### ■ 防災機能の強化

台風や大雨などによる河川の氾濫を防ぐため、河川の改修・しゅん渫\*3や、排水路・雨水管渠の整備を推進するとともに、砂防指定地域や崩壊の恐れのある土砂災害危険箇所など、危険区域の土砂災害防止対策を進めます。

また、特別警報級の暴風や大雨等に備え、非常食や飲料水、衛生用品などの備蓄品の確保に努めるとともに、指定避難所や備蓄倉庫など防災拠点となる施設の整備に取り組みます。

さらに、「自らの命は自らが守る」 意識の徹底や災害リスクと住民のとるべき避難行動の理解促進を 図ります。

## 2 地域防災体制の充実

地域防災体制の充実や防災意識の高揚を図るため、自主防災組織の結成・育成や防災知識の普及啓発 に努めます。

また、災害発生時に備えた避難行動の周知や総合的な防災訓練を実施します。

### 防災情報伝達体制の充実

防災情報を迅速かつ的確に市民に伝達するため、防災ラジオの普及促進やSNS等の各種情報媒体の活用を行うなど情報伝達体制の充実を図ります。

- ※1 準用河川: 一級河川、二級河川以外の河川で、市民生活と密接な関係にある河川を市長が指定し、管理を行っている河川で、河川法の二級河川に関する規定(河川法施行令第56条に定められるものを除く。)が準用される。
- ※2雨水整備率:認可区域のうち、雨水管渠の整備が完了した割合。
  - 計算式:雨水整備率(%)=整備面積(ha)/認可区域面積(ha)
  - 整備面積は雨水管渠の整備が完了した面積、認可区域面積は下水道法第4条に規定する事業計画において予定排水区域に 位置付けている面積。
- ※3 しゅん深:河道内に堆積している土砂等の掘削(撤去)を行うこと。

### 政策 3-1 災害に強いまちづくり



## 総合的な危機管理の推進

### 施策の方針・指標

様々な危機から市民の生命、身体及び財産を守るため、危機管理意識の向上や 危機管理体制の充実に努めます。

| 指標           | 基準値 (基準年)  | 目標値(目標年)   |
|--------------|------------|------------|
| 防災ラジオの配布率(%) | 67.0(R1年度) | 72.0(R7年度) |

### 施策の概要

## ■ 危機管理意識の向上

新たな感染症の流行や他国からの武力攻撃など、様々な危機が発生した場合に、市民が適切に行動できるよう、平常時から様々な危機に関する調査検討、想定訓練等を実施します。

また、防災ラジオを活用した広報等に努め、市民の危機管理意識の向上を図ります。

## 2 危機管理体制の充実

様々な危機に対し、市が組織として迅速かつ的確に対応するため、「国民保護計画」、「業務継続計画」、「新型インフルエンザ等対策行動計画」等の個別計画を踏まえ、対策本部を設置するなど体制の構築・充実を進めるとともに、国や県、関係機関との密接な連携に努めます。

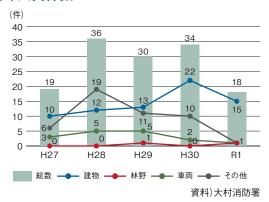
## <sup>政策</sup> 消防・救急体制の充実

施策 1 消防・救急体制の充実

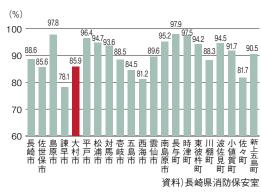
## 本市の現状・課題

- 本市の火災件数は年間20~30件前後で推移しています。
- 国立病院機構長崎医療センター内の大村消防署久原分署において、平成29年にエムタック (医師同乗救急車)の運用が開始され、更なる救急の体制強化が図られました。今後も、防火 水槽などの消防施設の整備や消防団員の安定的な確保など消防体制の強化や、救急救命・ 救助体制の充実が必要です。

#### (1)火災件数



### (2)消防団員充足率(令和2年4月1日時点)



### (3)消防団員による訓練の様子



#### (4) 救急搬送訓練の様子



## 施策の体系

## **政策3-2** 消防・救急体制の充実

### 施策1 消防・救急体制の充実

- 11 消防体制の充実
- 2 救急救命・救助体制の充実

### 政策 3-2 消防・救急体制の充実



## 消防・救急体制の充実

### 施策の方針・指標

消防体制の充実を図るとともに、緊急時に迅速に対応できる救急救命・救助 体制の充実に努めます。

| 指標                 | 基準値 (基準年) | 目標値(目標年)  |
|--------------------|-----------|-----------|
| 消防団員の数(人)          | 600(R1年度) | 630(R7年度) |
| 救急救命講習会の受講者数 (人/年) | 220(R1年度) | 270(R7年度) |

### 施策の概要

### ■ 消防体制の充実

火災や風水害等から市民の生命、身体及び財産を守るため、消防体制の維持・充実を図ります。

また、身近な地域の消防体制を支える消防団については、団員の確保に努めるとともに、老朽化した詰所など施設の計画的な整備を行い、消防団が活動しやすい環境づくりを進めます。

さらに、消防車両、通信システム等の計画的な更新のほか、消火栓や防火水槽などの消防水利について、適切な維持管理と計画的な整備を進めます。

## 2 救急救命・救助体制の充実

救急救命・救助活動に対する出動回数の増大や、救急医療の高度化に対応するため、国立病院機構長崎 医療センター、市立大村市民病院、その他の医療機関と消防署との連携を一層強化し、夜間・休日などの 時間外や災害時などの緊急時にも迅速に対応できる救急救命・救助体制の充実に努めます。

また、救急救命講習会を開催し、多くの市民がAED等を使用できるよう、応急処置方法の普及活動に 努めます。

## 政策 交通安全と消費者保護の推進

施策1 交通安全の推進 施策2 消費者保護の推進

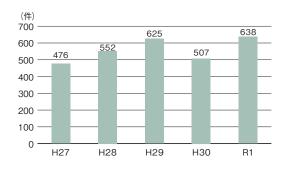
## 本市の現状・課題

- ●本市の交通人身事故の発生件数は減少傾向にありますが、今後も、子どもや高齢者をはじめとした市民の更なる安全の確保を図るため、各種の交通安全対策を推進する必要があります。
- 本市は平坦地が多く、自転車の利用が県内で最も多いことから、今後も自転車の安全利用の 促進及び放置の防止に取り組む必要があります。
- 消費生活相談の内容は高度化・複雑化しています。このため、相談員の専門的知識の向上等、 相談体制の強化を図るとともに、関係機関との連携強化が必要です。

#### (1)交通事故発生件数



#### (2)消費生活相談件数



## 施策の体系

## **攻策3-3** 交通安全と消費者保護の推進

### 施策1 交通安全の推進

- 1 交通安全の意識の高揚
- 2 交通安全施設の整備

### 施策2 消費者保護の推進

- 11 消費生活相談体制の充実
- 2 消費者トラブル等の未然防止

### 政策3-3 交通安全と消費者保護の推進



## 交通安全の推進

### 施策の方針・指標

市民の交通安全意識を高めるとともに、交通安全施設等の整備を進め、交通事故の防止や歩行者の安全確保などを図ります。

| 指標                | 基準値 (基準年) | 目標値(目標年) |
|-------------------|-----------|----------|
| 交通人身事故の発生件数 (件/年) | 305(R1年)  | 250(R7年) |

### 施策の概要

## ■ 交通安全の意識の高揚

市民の交通安全に対する意識を高め、交通事故防止が図られるよう、交通安全講習会の開催や登下校時の立哨等を行います。

また、近年、社会的関心が高まっている高齢運転者による交通事故の防止に向けた各種講習会の開催、 自転車の安全利用の促進と公共の場所における放置防止対策等により、安全で快適な市民生活の確保に 努めます。

## 2 交通安全施設の整備

歩行者やドライバーの安全を確保するため、カーブミラーやガードレールなど、交通安全施設の計画的な整備を進めます。

また、通学路での児童・生徒等の安全を確保するため、地域住民の理解を得ながら「ゾーン30\*1」の 指定を進めます。

※1 ゾーン30:区域 (ゾーン) を定めて最高速度を時速30キロメートルとする交通規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせることで、生活道路における歩行者等の安全性の向上を図るもの。現在、三城、放虎原、富の原、西大村、中央小学校の周辺区域を指定済み。

### 政策 3-3 交通安全と消費者保護の推進

## 灣消費者保護の推進

### 施策の方針・指標

消費生活相談体制の充実・強化、消費者トラブルの未然防止のための情報発信や講座の開催などを行うことで、消費者の保護を推進します。

| 指標                                     | 基準値 (基準年)    | 目標値(目標年)     |
|--|--------------|--------------|
| 消費生活相談件数(件/年)                          | 638(R1年度)    | 650(R7年度)    |
| 消費者問題に対応した情報の市公式<br>ホームページアクセス件数 (件/年) | 13,429(R1年度) | 15,000(R7年度) |

### 施策の概要

## ■ 消費生活相談体制の充実

架空請求や悪徳商法など、複雑・多様化する消費者トラブルや、振り込め詐欺などに関する相談に適切に対応できるよう、関係機関との連携を強化し、相談体制の充実に努めます。

## 2 消費者トラブル等の未然防止

消費者トラブルや振り込め詐欺などから市民の被害を未然に防止するため、広報紙や市公式ホームページ、SNS等を利用した情報発信の強化に努めるほか、市民講座・出前講座による啓発活動を行います。

基本目標6

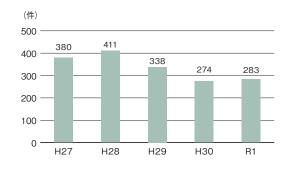
## <sup>政策</sup> 犯罪のないまちづくり

施策1 犯罪のないまちづくり

## 本市の現状・課題

- ●本市の刑法犯の認知件数は減少傾向にありますが、今後も警察や関係機関と連携を図りながら、積極的な防犯活動を推進する必要があります。
- 管理されていない空き家の増加は、市民生活に悪影響をもたらすことから、その総合的な対策 に取り組む必要があります。

#### (1)刑法犯の認知件数



資料)大村警察署

#### (2) 防犯キャンペーンの様子



## 施策の体系

## **砂策3-4** 犯罪のないまちづくり

### 施策1 犯罪のないまちづくり

- 1 防犯意識の高揚
- 2 地域防犯体制の充実
- 3 空き家等の適切な管理の促進

政策 3-4 犯罪のないまちづくり



## 犯罪のないまちづくり

### 施策の方針・指標

市民が安全・安心な生活環境の中で暮らせるように、警察や関係団体と連携した防犯活動を推進するとともに、空き家等の適切な管理を促進します。

| 指標             | 基準値 (基準年) | 目標値(目標年) |
|----------------|-----------|----------|
| 刑法犯の認知件数 (件/年) | 283(R1年)  | 250(R7年) |

### 施策の概要

## ■ 防犯意識の高揚

市民一人ひとりが自分の安全は自分で守るという意識を持ち、防犯対策に自ら取り組めるよう、防犯講習会を開催するなど、警察や防犯協会などと連携した意識啓発に努めます。

また、地域安全運動や防犯キャンペーンなどの広報・啓発活動を推進するとともに、広報紙や市公式ホームページ、SNS、防災ラジオなどで犯罪発生状況や防犯対策などの情報を発信し、防犯意識の高揚に努めます。

さらに、自転車の盗難件数を減らすため、防犯カメラの設置や、鍵掛け等の啓発活動を実施します。

## 2 地域防犯体制の充実

地域における自主的な防犯活動を促進するため、防犯パトロールや登下校時の子どもたちの見守りなど、町内会や防犯ボランティアが取り組む防犯活動を支援します。

また、防犯灯などを計画的に整備するとともに、「こども110番の家\*1」の利用に関する周知や不審者情報の配信など、防犯対策を推進します。

## 3 空き家等の適切な管理の促進

市内全域を対象とした実態調査や、地域住民から寄せられる情報などにより、空き家等の実態を把握し、適切な管理が行われていない空き家等が周囲の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、「空き家対策特別措置法」に基づき指導等を行います。

※1 こども110番の家:地域ぐるみで子どもたちの安全を守るという考えのもと、児童生徒が登下校中や放課後等に危険を感じた時に緊急避難するための場所として設置されているもので、主に通学路にある商店や民家がその役割を担っている。